



報道発表資料

山形労働局 発表
平成29年11月24日（金）

担	山形労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 櫻井 治
当	賃金指導官 滝川 純子
	電話 023-624-8224

報道関係者各位

山形県特定（産業別）最低賃金の改正 —本日官報公示。本年12月25日から効力発生—

山形労働局長（局長：にわやまよしひろ庭山佳宏）は、地域別最低賃金（739円）を上回る額で設定される4つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、山形地方最低賃金審議会（会長：やまかみあきら山上朗 弁護士）の答申（本年10月25日）を受け、改正に伴う諸手続きを行ってまいりましたが、本日（11月24日）付けの官報により公示されました。

これにより、本年12月25日から、山形県内の4つの産業で事業を営む使用者（4産業計で約1,600事業場）及びその産業の「基幹的労働者」（4産業計で約30,000人）に、改正後の特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添を参照。）

（参考） 別添 「特定（産業別）最低賃金」